

○上尾市教育委員会後援等名義の使用承認及び上尾市教育委員会教育長賞の交付に関する事務取扱要綱

平成18年3月31日

教育長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、上尾市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の後援、共催、協賛及び推薦(以下「後援等」という。)の名義の使用の承認並びに上尾市教育委員会教育長賞(以下「教育長賞」という。)の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(後援等の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 後援 事業の趣旨に賛同し、援助を行う意思を表示することをいう。
- (2) 共催 事業の企画又は運営に参加し、共同主催者として責任の一部を負担することをいう。
- (3) 協賛 事業の趣旨に賛同し、事業の実施に要する物品等の提供を行うことをいう。
- (4) 推薦 映画、演劇、出版物等で文化的な価値があるものについて広く市民に対して薦めることをいう。

(後援等名義の使用)

第3条 後援等において教育委員会が使用を承認する名義は、「上尾市教育委員会」とする。

2 実施する事業に対し後援等の名義の使用の承認を受けた団体は、当該事業に関し発行する印刷物等に教育委員会が後援等をしている旨の表示をし、又はその旨を放送等により公表することができる。

(教育長賞の交付)

第4条 教育長賞は、賞状の交付とし、主催者を通じて顕彰すべき参加者に交付するものとする。この場合において、必要があると認めるときは、併

せて賞品を交付することができる。

(主催者の承認基準)

第5条 教育委員会が後援等の名義の使用の承認又は教育長賞の交付(以下「後援名義の承認等」という。)を行う事業の主催者は、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。

- (1) 国又は地方公共団体
- (2) 学校及び学校の連合体
- (3) 公益法人及びこれに準ずる団体(宗教法人を除く。)
- (4) 市内を活動拠点とし、スポーツ、芸術、文化等の振興に寄与する団体(所在は市外にあるが、市内における活動実績があり、スポーツ、芸術、文化等の振興に寄与すると考えられる事業を実施するものを含む。)
- (5) その他教育委員会が適当と認める団体

(事業の承認基準)

第6条 教育委員会が後援等の名義の使用の承認を行う事業は、教育委員会の方針に合致し、教育委員会の施策の推進に寄与するものと認められる事業であって、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 目的及び内容が、本市の芸術、文化及びスポーツの振興並びに市民福祉の増進等に寄与すると認められる事業で、公共性のあるものであること。
 - (2) 特定の市民のみを対象としている事業ではないこと。
 - (3) 主催者の所在が明確で、事業遂行能力が十分である事業であること。
 - (4) 主催者が参加者から入場料、参加料その他の費用を徴収する事業にあっては、徴収の額及び目的が適正かつ明確であるものであること。
 - (5) 事業の実施場所において、保健衛生及び災害防止に関する措置が講じられているものであること。
- 2 前項の規定にかかわらず、同項各号のうち第2号に掲げる要件に限り該当しないが、教育委員会のイメージの向上に寄与することが期待することのできる事業については、当該事業の内容を審査の上、必要に応じ、後援等の名義の使用の承認を行うことができるものとする。
- 3 教育長賞を交付する事業は、前2項のいずれかの規定に該当する事業であって、参加者が競い合うことにより技能の一層の向上が期待できると認

められるものとする。

4 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する事業については、後援名義の承認等を行わないものとする。

- (1) 特定の政治団体若しくは宗教団体が主催する事業、政治活動若しくは宗教活動を目的とする事業又は特定の政治団体若しくは宗教団体を推薦し、支持し、若しくはこれらに反対することを目的とする事業
- (2) 特定の主義主張の浸透を図ることを目的とする事業
- (3) 公序良俗に反するもの又はそのおそれのある事業
- (4) 主に営利又は商業宣伝を目的とする事業
- (5) 特定の団体の宣伝又は売名を目的とする事業
- (6) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある組織の利益になると認められる事業
- (7) 前各号に掲げるもののほか、不相当と認められる事業

(申請手続)

第7条 後援名義の承認等を受けようとする団体は、後援名義の承認等を受けようとするときは、上尾市教育委員会後援等名義使用承認及び上尾市教育委員会教育長賞交付申請書(第1号様式。以下「申請書」という。)に次に掲げる書類を添付して、教育委員会に申請しなければならない。

- (1) 事業を主催する団体の定款、寄附行為、規約、沿革その他の団体の概要が分かる書類
 - (2) 役員及び事業関係者の住所、氏名、役職名等を明らかにする書類
 - (3) 事業計画書等事業の目的及び内容を明らかにする書類
 - (4) 入場料、参加料その他の費用を徴収する場合にあっては、事業に係る収支予算書
 - (5) その他教育委員会が必要と認める書類
- 2 前項の規定による申請を行った団体は、当該後援名義の承認等の申請に係る他の事業について、当該申請を行った日の属する年度に前項第1号及び第2号に掲げる書類を提出した場合において、その内容に変更がないときは、申請書にその旨を記載して当該書類の添付を省略することができる。

(後援名義の承認等の決定)

第8条 教育委員会は、前条第1項の規定による申請があった場合には、当該申請に係る事業について後援名義の承認等をするかどうかについて審査を行うものとする。

2 教育委員会は、後援名義の承認等を行うことを決定したときは上尾市教育委員会後援等名義使用及び上尾市教育委員会教育長賞交付承認通知書(第2号様式)により、後援名義の承認等を行わないことを決定したときは上尾市教育委員会後援等名義使用及び上尾市教育委員会教育長賞交付不承認通知書(第3号様式)により、当該申請者に通知するものとする。

(変更の届出)

第9条 後援名義の承認等の決定を受けた団体は、当該決定に係る申請書の記載事項に変更が生じたときは、直ちに承認事項変更届出書(第4号様式)に当該変更事項を記載して、教育委員会に届け出なければならない。ただし、軽微な変更として教育長が認める場合は、この限りでない。

(後援名義の承認等の決定の取消し)

第10条 教育委員会は、後援名義の承認等の決定をした事業に関し次の各号のいずれかに該当する事実があると認めるときは、当該後援名義の承認等の決定を取り消すことができる。

- (1) 申請書の記載及び添付書類等の記載、作成、取得等に偽りその他の不正行為があったとき。
- (2) 法令に違反した行為等があったとき、又はあると予見されるとき。
- (3) 後援名義の承認等の決定に付した条件に違反する事実のあるとき。
- (4) 前条本文の規定による変更の届出をしなかったとき。

2 教育委員会は、前項の規定により後援名義の承認等の決定を取り消したときは、速やかに、上尾市教育委員会後援等名義使用及び上尾市教育委員会教育長賞交付承認取消通知書(第5号様式)により後援名義の承認等の決定を受けた団体に通知するものとする。

3 第1項の規定により、後援名義の承認等の決定を取り消された団体は、交付を受けた上尾市教育委員会後援等名義使用及び上尾市教育委員会教育長賞交付承認通知書及び教育長賞を直ちに教育委員会に返還するものとする。

4 市は、第1項の規定により後援名義の承認等の決定を取り消された団体が、

これによって損失を受けることがあっても、その補償の責めを負わない。

(経費負担)

第11条 教育委員会は、後援及び推薦の名義を承認する場合においては、原則として当該事業に係る経費を負担しないものとする。

(事業終了後の報告等)

第12条 後援名義の承認等の決定を受けた団体は、当該承認等の決定を受けた事業の終了後、速やかに、事業実績報告書(第6号様式)を教育委員会に提出するものとする。

2 第7条第1項第4号に規定する収支予算書を提出した団体にあつては、前項に規定する実施報告書に、当該承認等の決定を受けた事業に係る収支決算書を添付するものとする。

(後援名義の承認等の状況の報告)

第13条 教育委員会教育長は、毎年1回、後援名義の承認等の状況を取りまとめ、教育委員会に報告するものとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、後援名義の承認等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則(平成21年7月1日教育長決裁)

(施行期日)

1 この要綱は、平成21年8月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第6条第1項及び第2項の規定は、この要綱の施行の日以後にする申請に係る事業の審査について適用し、同日前にした申請に係る事業の審査については、なお従前の例による。

- 3 この要綱の施行の際現に存する改正前の第1号様式による申請書、第4号様式による承認事項変更届出書及び第6号様式による事業実績報告書は、当分の間、これらに所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則(平成22年8月25日教育長決裁)

この要綱は、決裁の日から施行する。